

食品衛生法の改正等による食品関係営業の許可申請に係る手数料について

1 概要

食品衛生法及び食品衛生法施行令が一部改正され、令和3年6月1日より許可が必要な業種が35業種から32業種に改められるとともに、新たに届出制度が設けられる。また、この改正に合わせて、東京都食品製造業等取締条例が廃止され、条例に基づく許可及び届出制度が廃止される。

これに伴い、文京区保健衛生事務手数料条例（以下、「条例」という。）の規定を整備する。

2 改正内容

(1) 食品衛生法の一部改正に伴う引用条項の整備

法第52条を法第55条に改める（条例別表6の項から37の項まで）。

(2) 食品衛生法及び食品衛生法施行令の一部改正に伴い、営業許可業種の新設及び統廃合に伴う名称変更を行う（条例別表6の項から39の項まで）。

また、新設された以下の2業種については、許可申請及び許可更新申請に係る手数料額を定める。

ア 複合型そうざい製造業	許可申請手数料	35,200円
	許可更新申請手数料	23,300円
イ 複合型冷凍食品製造業	許可申請手数料	35,200円
	許可更新申請手数料	23,300円

(3) 東京都食品製造業等取締条例の廃止に伴う事務の削除（条例別表54の項から55の項）

(4) 営業者が引き続き従前の営業を継続する場合、一定の条件により初回の許可申請に係る手数料については、許可更新申請手数料額に読み替えるよう経過措置を設ける。

3 施行期日

令和3年6月1日

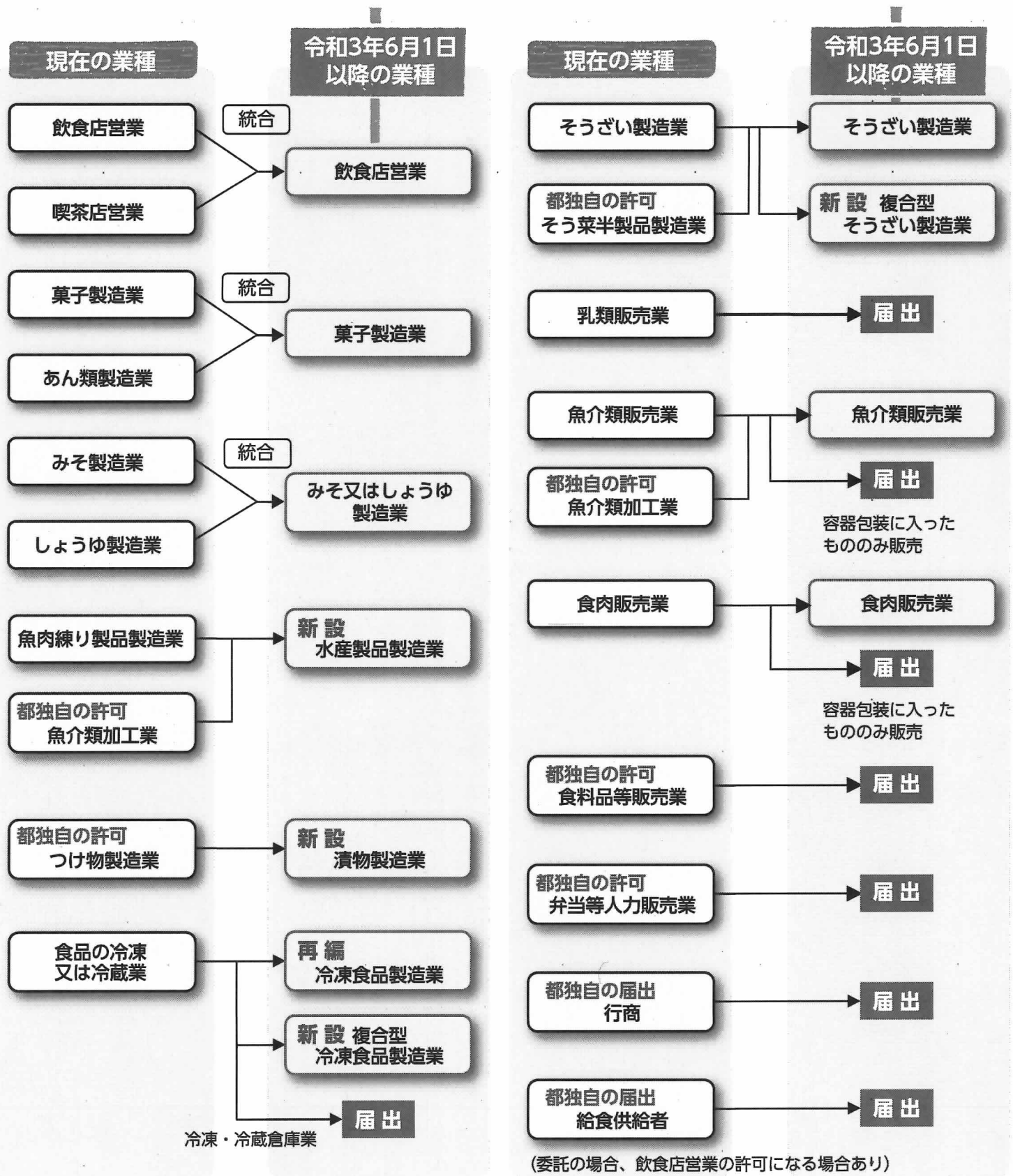
4 周知について

(1) 区報、HP、講習会及び監視の際に周知を行う。

(2) 現在許可を得て営業している全ての営業者に対して、個別に周知を行う。

以下は現在の許可や届出が今後どのように変わるのかのイメージです。

(作業、取り扱う食品によってはこのとおりにならない場合があります。事前に最寄りの保健所に相談してください。)



出典：東京都福祉保健局健康安全部食品監視課

「食品関係業者の方へ

新たな「営業の許可制度」「営業の届出制度」が令和3年6月1日から始まります」